

2024年度 こども家庭庁委託事業

不妊症・不育症ピアサポーター等の養成研修 ピアサポーター養成プログラム

里親・養子縁組制度について

日本女子大学 人間社会学部

林 浩康

里親・養子縁組制度について

日本女子大学社会福祉学科 林 浩康

里親・特別養子縁組は、子ども（**要保護児童**）のための**福祉制度**

- ・**要保護児童**＝保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童（児童福祉法）
- ・**要保護児童**～国の調査結果（2023年2月1日現在）によると、里親のもとで暮らす理由は、「母親の精神疾患等」、「母親による放任・怠惰（ネグレクト）」、「親による養育拒否」、「親による虐待・酷使等」がいずれも13～15%で多くなっている。
- ・都道府県等が設置している**児童相談所**を通して、**里親（養子縁組を前提とした里親・前提としない里親）**の下での暮らしが提供される。
- ・**特別養子縁組**に関しては、都道府県等が運営を許可した**養子縁組民間あっせん機関**によっても提供される。**児童相談所と異なり手数料の支払い**を求められる。自治体によっては**手数料の負担軽減事業（上限35万～40万円）**がある。
- ・養子縁組民間あっせん機関に子どもを託す親の背景としては、**家庭内での被虐待体験、知的・精神的課題、未婚・非婚での予期せぬ妊娠、産前・産後を通して実家からの支援が得られない、経済的困窮、若年妊娠**などがあげられる。➡**子どもの抱えるリスク**
- ・**児童相談所**を通して子ども受託する場合、**居住地を管轄する児童相談所（234か所、2024年4月）に申請、一方養子縁組民間あっせん機関（22か所、2024年4月）は全国に対応**

養子縁組あっせん事業者一覧（令和6年4月1日現在）

家庭福祉課調べ

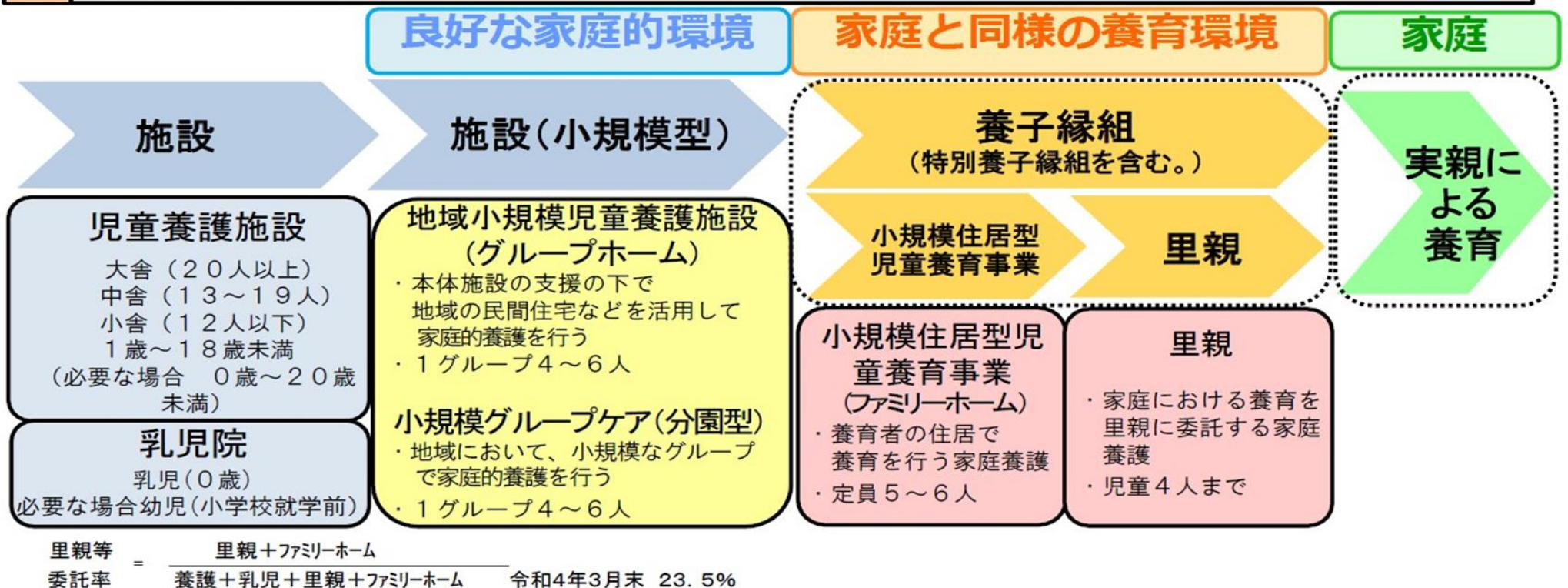
（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）に定める許可を受けたもの）

	事業所所在地 自治体名	事業者名
1	北海道	医療法人社団弘和会 森産科婦人科病院
2	茨城県	特定非営利活動法人 N P O B a b y ぽけっと
3	埼玉県	医療法人きずな会 さめじまボンディングクリニック
4	千葉県	特定非営利活動法人 ベビーブリッジ
5	東京都	認定特定非営利活動法人 環の会
6	東京都	一般社団法人 アクロスジャパン
7	東京都	社会福祉法人 日本国際社会事業団
8	東京都	特定非営利活動法人 フローレンス
9	東京都	一般社団法人 ベアホープ
10	和歌山県	特定非営利活動法人 ミダス&ストークサポート
11	山口県	医療法人社団諍友会 田中病院
12	沖縄県	一般社団法人 おきなわ子ども未来ネットワーク
13	札幌市	医療法人明日葉会 札幌マタニティ・ウイメンズホスピタル
14	千葉市	社会福祉法人 生活クラブ 生活クラブ風の村ベビースマイル
15	大阪市	公益社団法人 家庭養護促進協会大阪事務所
16	大阪市	一般社団法人 まもりごと
17	神戸市	公益社団法人 家庭養護促進協会神戸事務所
18	岡山市	一般社団法人 岡山県ベビー救済協会
10	広島市	医療法人 河野産婦人科クリニック
20	熊本市	医療法人聖粒会 慈恵病院
21	熊本市	社会医療法人愛育会 福田病院 特別養子縁組部門
22	奈良市	特定非営利活動法人 みぎわ

家庭と同様の環境における養育の推進

課題

- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境を図ることが必要。
- しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約8割が施設に入所しているのが現状。
(平成28年に児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化)



平成28年改正児童福祉法による対応

- 国・地方公共団体（都道府県・市町村）の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。
 - ① まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
 - ② 家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
 - ③ ②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。
- ※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。

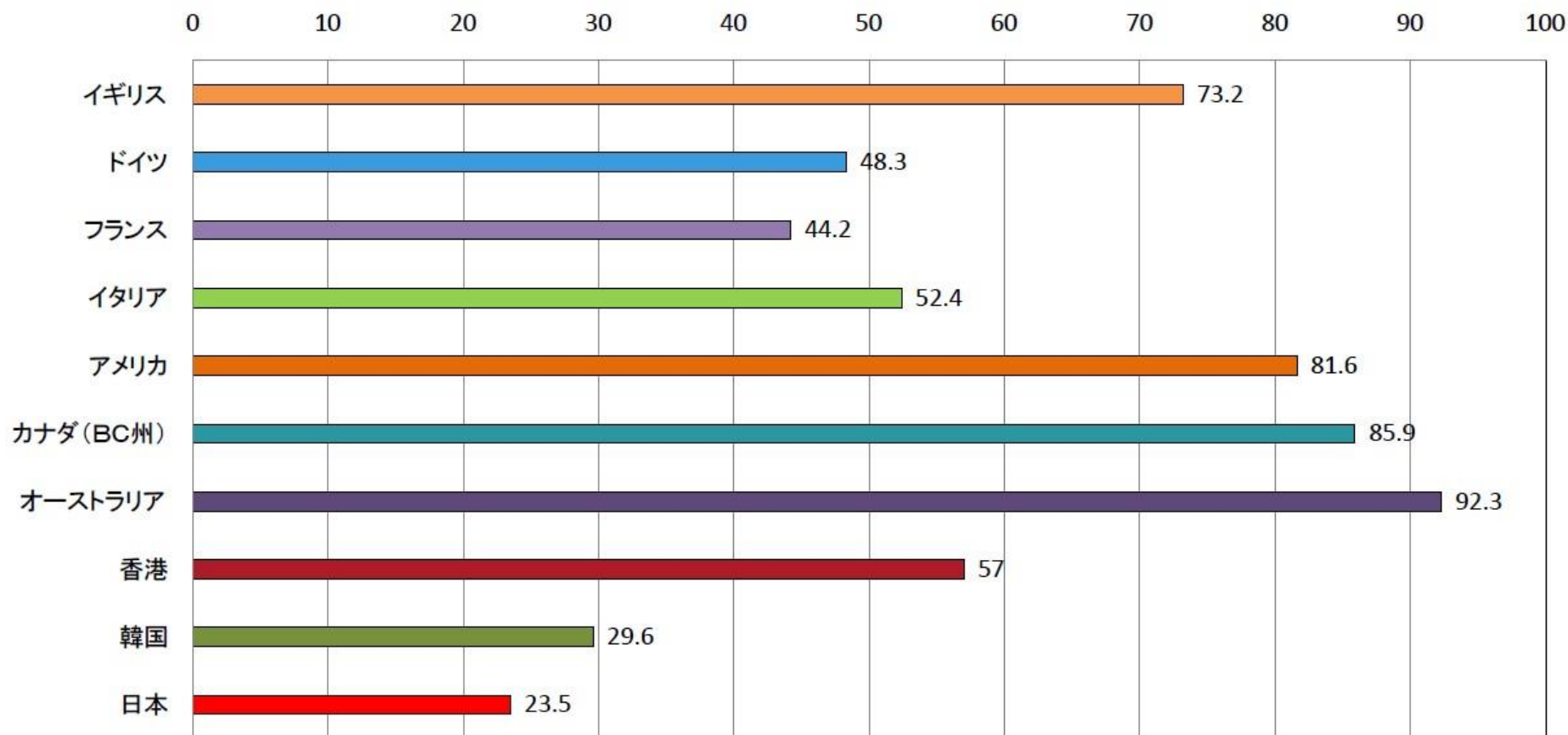
里親の種類

- 養子縁組を前提に子どもを受託する「**養子縁組里親**」、養子縁組を目的とせず一時的あるいは長期的に里親として子どもを養育する「**養育里親**」がある。これら以外に生みの親が養育困難な場合、**扶養義務のある3親等内の親族（扶養義務のない親族は「養育里親」）**が子どもを養育する「**親族里親**」、虐待を受けた体験をもつ、あるいは障がいや非行歴をもつ子どもを2年を限度に専門的に養育する「**専門里親**」がある。
- **里親委託率が相対的に高い諸外国**では、**親族里親（kinship-care）**への委託率が高く、その**親族の範囲も日本よりかなり広く**捉えられている。例えば、子どものクラスメートの保護者、クラブのコーチなど、子どもにとって近しい関係にある者を含めて捉えられている。子どもにとって近しい関係にある者への委託が、子どもの最善の利益に叶うと考えられている。

○諸外国における里親等委託率の状況

○制度が異なるため、単純な比較はできないが、欧米主要国では、概ね半数以上が里親委託であるのに対し、日本では、施設：里親の比率が8：2となっており、施設養護への依存が高い現状にある。

各国の要保護児童に占める里親委託児童の割合（2018年前後の状況）（％）



※「乳幼児の里親委託推進等に関する調査研究報告書」（令和2年度厚生労働省先駆的ケア策定・検証調査事業）

※ 日本の里親等委託率は、令和3年度末（2022年3月末）

※ ドイツ、イタリアは2017年、フランス、アメリカ、カナダ(BC州)、香港は2018年、イギリス、オーストラリア、韓国は2019年の割合

※ 里親の概念は諸外国によって異なる。

里親・ファミリーホームへ委託されているこども及び乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・自立援助ホームに入所しているこどもは、約4万2千人。

里 親		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリー ホーム	養育者の住居において家庭養護 を行う（定員5～6名）	
家庭における養育を里親に 委託		15,607世帯	4,844世帯	6,080人			
区分 （里親は 重複登録 有り）	養 育 里 親	12,934世帯	3,888世帯	4,709人		ホ ー ム 数	446か所
	専 門 里 親	728世帯	168世帯	204人			
	養 子 縁 組 里 親	6,291世帯	314世帯	348人		委 託 児 童 数	1,718人
	親 族 里 親	631世帯	569世帯	819人			

施 設	乳 児 院	児童養護施設	児童心理治療 施設	児童自立支援 施設	母子生活支援 施設	自 立 援 助 ホ ー ム
対 象 児 童	乳児（特に必要な 場合は、幼児を含 む）	保護者のない児童、 虐待されている児 童その他環境上養 護を要する児童 （特に必要な場 合は、乳児を含む）	家庭環境、学校に おける交友関係そ の他の環境上の理 由により社会生活 への適応が困難と なった児童	不良行為をなし、 又はなすおそれの ある児童及び家庭 環境その他の環境 上の理由により生 活指導等を要する 児童	配偶者のない女子 又はこれに準ずる 事情にある女子及 びその者の監護す べき児童	義務教育を終了し た児童であって、 児童養護施設等を 退所した児童等
施 設 数	145か所	610か所	53か所	58か所	215か所	317か所
定 員	3,827人	30,140人	2,016人	3,403人	4,441世帯	2,032人
現 員	2,351人	23,008人	1,343人	1,103人	3,135世帯 児童5,293人	1,061人
職 員 総 数	5,519人	21,139人	1,512人	1,847人	2,070人	1,221人

小規模グループケア	2,394か所
地域小規模児童養護施設	607か所

（出典）
※里親数、F Hホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例（令和4年3月末現在）
※児童自立支援施設の施設数・定員・現員、自立援助ホームの施設数・定員・現員・職員総数、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ（令和5年10月1日現在）
※職員総数（自立援助ホームを除く）は、社会福祉施設等調査報告（令和4年10月1日現在）
※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

週末里親・季節里親さんの声

「普段の生活」大事に「三日里親」細く長く寄り添う

「家でジュースを飲んだり、大人の晩酌のつまみを一緒に食べたりしながら、あだこうだと言話をする。そんな『**普段の生活**』が、**彼にとって心休まる時なんじゃないかと思います**」神奈川県内で「三日里親」を14年間続ける女性(56)は、そう話します。2歳半から定期的に預かり続けている男の子は、もう16歳。普段は児童養護施設にいますが、月1度、週末に3日ほど家に泊まりに来ます。

女性は、児童虐待防止に関心を持ったのをきっかけに、里子を迎えたいと考えるようになりました。しかし当時は2人の実子が幼く、家の間取りなどを考えても長期の里子を迎える余裕はありませんでした。すると児童相談所から「三日里親ならできるのでは」と勧められ、引き受けたといいます。

里子が泊まりに来たら遊園地に連れて行ったり、一緒に地元のお祭りに参加したり。家で庭の草取りや料理を手伝ってもらうこともあります。「できるだけ心地よく過ごしてもらおうと思っていますが、家族の一員としての役割も果たしてもらおうようにしています」里子の入学式、卒業式など折々の行事にも出席しています。「運動会では照れて、すねたような態度を取っていましたが、競技の間きよろきよろと私たちを探している。やっぱり求められているんだなあと思いました」と、女性は振り返ります。

日経DUAR <https://dual.nikkei.com/atcl/column/17/061400097/092100008/>

家庭養育の意義(里親及びファミリーホーム養育指針(通知))

①一貫かつ継続した特定の養育者の確保

・子どもは安心かつ安全な環境で永続的に一貫した特定の養育者と生活することで、自尊心を培い、生きていく意欲を蓄え、人間としての土台を形成できる。

②特定の養育者との生活基盤の共有

・特定の養育者が共に生活を継続するという安心感が、養育者への信頼感につながる。そうした信頼感に基づいた関係性が人間関係形成における土台となる。

③同居する人たちとの生活の共有

・生活の様々な局面や様々な時をともに過ごすこと、すなわち暮らしをつくっていく過程をともに体験すること。これにより、生活の共有意識や、養育者と子ども間、あるいは子ども同士の情緒的な関係が育まれていく。そうした意識や情緒的関係性に裏付けられた暮らしの中での様々な思い出が、子どもにとって生きていく上での大きな力となる。また、家庭での生活体験を通じて、子どもが生活上必要な知恵や技術を学ぶことができる。

④生活の柔軟性

・コミュニケーションに基づき、状況に応じて生活を柔軟に営むこと。一定一律の役割、当番、日課、規則、行事、献立表は、家庭になじまない。家庭にもルールはあるが、それは一定一律のものではなく、暮らしの中で行われる柔軟なものである。柔軟で相互コミュニケーションに富む生活は、子どもに安心感をもたらすとともに、**生活のあり方を学ぶことができ、将来の家族モデルや生活モデルを持つことができる。**日課、規則や献立表が機械的に運用されると、子どもたちは自ら考えて行動するという姿勢や、大切にされているという思いを育むことができない。

⑤地域社会に存在

・地域の普通の家庭で暮らすことで、子どもたちは養育者自身の地域との関係や社会生活に触れ、生活のあり方を地域との関係の中で学ぶことができる。また、地域に点在する家庭で暮らすことは、親と離れて暮らすことに対する否定的な感情や**自分の境遇は特別であるという感覚を軽減し、**子どもを精神的に安定させる。

施設養護との違い

- ・ご飯作りは調理場、洗濯は洗濯場で行っており、子どもの生活空間からそれらが離れた所にあったため、生活用品や電化製品が物珍しくおもちゃ代わりに became。それらを何に使うか知らない子どもたちは、炊飯器を開けて靴を入れてみたり、魚焼き機を開けてぬいぐるみを入れてみたりと私が予測のつかない遊び方をしていました。

- ・朝ごはんを食べ終わった後、「今日のお昼は何？夕食は何？」と聞いてきたので「まだ決まってないよ」と答えたら「なんで？どうして？」と不思議そうな顔をしました。施設では1ヶ月間の献立が先に決まっており、月の初めに貼り出されているから家でもそうだと思っただけ、家族の好み学校の給食のメニューなどを考慮してその日の献立を決めるという考えがなかったようです。

里親の役割

- ・子どもが熱中して楽しく遊んでいる姿を見ていると、私も愛しさを感じ、**里親の役割は特別なことをするのではなく、日々当たり前の日常生活を積み重ねることだと感じます。**

養育の難しさとそれへの対処

- ・子どもの行動が理解できなかった頃は、子どもの行動を直そうとし、常に子どもを叱っていたように思います。しかし、里親研修を受け、**子どもの行動の意味や対応方法を理解したことで**、子どもに余裕をもって対応できるようになりました。叱ってばかりいた頃は私自身もつらく、叱った後に自己嫌悪に陥ることがたびたびでした。いまでは多少楽な気持ちで、子どもに向かえるようになっていきます。

- ・「愛情」と「思いやり」があれば子育てはできる、子どもをかわいく思えるようになると思い込んでいました。でも、なかなかそうはならず、むしろ苦しくなっていました。**里親研修などで養育のスキルや知識を得て対応を学ぶことで、子どもに対し優しく関われるようになりましたし、自信も取り戻せた**と感じます。

- ・実子などを養育した過去の経験が、こうした子どもの養育過程において必ずしも有効に活用できないこともあり、むしろそうした体験が育ち直そうとしている子どもの養育を妨げる場合のあることを理解し、**他者の助言や協力を求めることが必要である。**

養子縁組と里親との相違

	養子縁組		里親
	特別養子縁組	普通養子縁組	
法的親子関係	生みの親との親子関係は消滅	生みの親・養親ともに親子関係が存在	生みの親が親(親権者)であり、里親とは親子関係はない
子どもの年齢	原則15歳未満	年齢制限はなし(養親より年上は認められない)	原則18歳まで(20歳までの措置延長、その後必要に応じての支援継続は可能)
関係の解消	原則離縁はできない	離縁は可能である	生みの親に戻るか、一人立ち
経済的支援	なし	なし	あり

里親への経済的支援

・里親手当

■ 養育里親・専門里親

児童1人当たり月額児童1人当たり月額

養育里親 90,000円

専門里親 141,000円

+

・一般生活費(食費、被服費等)

乳児1人当たり 月額64,120円

乳児以外1人当たり 月額55,530円

■ ※令和2年度予算において、2人目以降の手当額について、1人目と同額に引き上げ(43,000円→ 90,000円)

+

その他(幼稚園費、教育費、医療費、通院費等)

親族里親の場合・養子縁組里親の場合は「里親手当」の支給はなし

普通養子縁組と特別養子縁組について

特別養子縁組の成立件数

出典：司法統計年報

平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
474	513	542	495	616	624	711	693	683	580

普通養子縁組

<縁組の成立>

養親と養子の同意により成立

<要件>

養親：成年に達した者

養子：尊属又は養親より年長でない者

<実父母との親族関係>

実父母との親族関係は終了しない

<監護期間>

特段の設定はない

<離縁>

原則、養親及び養子の同意により離縁

<戸籍の表記>

実親の名前が記載され、養子の続柄は「**養子(養女)**」と記載

特別養子縁組

<縁組の成立>～縁組適格性・養親適格性

養親あるいは児相長(縁組の適格性)の請求に対し**家裁の決定により成立**。実父母の同意が必要(ただし、実父母が意思表示できない場合や実父母による虐待など養子となる者の利益を著しく害する理由がある場合は、この限りでない)

<要件>

養親：原則25歳以上(夫婦の一方が25歳以上であれば、一方は20歳以上で可)

配偶者がある者(夫婦双方とも養親)

養子：原則、15歳に達していない者

子の利益のために特に必要があるときに成立

<実父母との親族関係>

実父母との親族関係が終了する

<監護期間>

6月以上の監護期間を考慮して縁組

<離縁>

養子の利益のため特に必要があるときに養子、実親、検察官の請求により離縁

<戸籍の表記>

実親の名前が記載されず、養子の続柄は「**長男(長女)**」等と記載

ある自治体での里親の要件と委託までの流れ

- ・要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。
- ・経済的に困窮していないこと（親族里親は除く。）。
- ・里親本人又はその同居人が次の欠格事由に該当していないこと。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 児童福祉法等、福祉関係法律の規定により罰金の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

里親希望

- ✓ 里親登録をしたい旨を連絡し、面談相談等を行う。

児童相談所に対して登録申請

家庭訪問・調査

- ✓ 児童相談所などの職員が、住居環境や家族関係等について、家族全員（同居人含む）から聞き取り調査を行う。

各自治体の児童福祉審議会にて意見聴取

- ✓ 申請書の内容や、家庭訪問の結果を踏まえて、有識者が審議を行う。

児童相談所・里親支援団体によるガイダンス

研修の受講

- ✓ 各自治体が実施する基礎研修（概ね2日間）、登録前研修（概ね4日間）を受講する。研修は、里親として必要な基礎知識や技術の修得を行うことを目的とした、講義、演習及び養育実習を受講する。

修了証

登録（法令上、養育里親・養子縁組里親は5年ごとの登録更新が必要（専門里親は2年））

受け入れ準備・子どもとの引き合わせ

里親委託

登録後子どもを迎えてからの流れ

養子縁組里親として子どもを迎える場合

子どもと家庭のマッチング～委託まで

- ✓ 候補となる子どもにあった里親家庭を児童相談所が選定。
- ✓ 児童相談所が里親に子どもの状況等を説明。
- ✓ 子どもが生活している場所で、児童相談所の立会いの下、面会。
- ✓ 面会、外出、外泊など数か月程度の交流期間を経て、子どもとの関係を築く。
- ✓ 児童相談所が里親の意思や子どもの状況等を総合的に判断し、委託の可否を決定。

委託中（数か月程度）

- ✓ 児童相談所が家庭を定期的に訪問。
- ✓ 委託中は養育費 が支払われる。

家庭裁判所への申立て

- ✓ 特別養子適格の確認の審判と特別養子縁組成立の審判について、申立てを行う。

家庭裁判所による調査

（実親・里親双方）

- ✓ 数か月程度の試験養育期間の状況を基に養親としての適格性などを調査する。

特別養子縁組の審判確定・措置解除

- ✓ 実親との関係が解消され、養親と戸籍上の親子となる。

養育里親として子どもを迎える場合

委託中（期間は子どもの事情により様々）

- ✓ 児童相談所や里親支援機関等が定期的に訪問。
- ✓ 養育にあたっては、児童相談所が里親等と相談し作成する子どもの「自立支援計画」に沿って養育を行う。
- ✓ 委託中は里親手当や生活費などが支給される。

措置解除

- ✓ 家庭引き取りや子どもの自立等の理由により委託措置が解除される。

まずメールで問い合わせをいただいた方に、電話で個別に養子縁組の流れを説明し、質問への応答やご夫婦に関する基本的なお話を伺うことからスタートします。その後、国が定める公的書類と、当団体への登録書類などを提出していただき、**研修・家庭調査へと進みます。ステップごとに次に進むかについてご夫婦に確認し、必要に応じ幾度か面談も行い、待機登録に進みます。**マッチングした子どもとの出会いがあれば、入院育児実習を行い、親子での生活が始まります。

——**研修・実習・家庭調査ではどのようなことを行いますか。**

養親になるには、国の規定により、**基礎研修、演習・実習の計8講義を、最低6日間**かけて受けることが決められています。子育ては夫婦で行うものですから、子どもを迎え、育てることの責任と義務を理解してもらうため、**夫婦での参加**が必須となっています。

家庭調査では、家屋内の危険物の点検や、子どもを迎えるにあたっての準備のノウハウなど、助産師などが具体的にアドバイスし、実際にどのような準備が必要かなど、ご夫婦と一緒に確認していただきます。

——**養親となる基準として「夫婦ともに45才以下」という年齢制限を設けていますね**

特別養子縁組に関する法律では、養親の年齢の上限はありません。でも、子どもが健やかに育つ環境を担保するには、子どもが成人するときに親が60代半ば、というのはぎりぎりのラインだと判断したうえで上限を設けています。**大きな年齢のお子さんだとその限りではありません。**

——養子となるお子さんはどのようなタイミングでやってくるのでしょうか。

当団体は、**産科との連携**による支援を行っている性質上、**新生児のお子さんを委託するケースがほとんど**なため、お子さんとのマッチングのタイミングは突然やってきます。赤ちゃんはいつ生まれるかわかりませんし、実親さんの決意に負担がかからぬよう、マッチングはお子さんが生まれる前に絶対に行ってはならないと法律でも決められています。赤ちゃんが生まれたあと、実親さんの意思を丁寧に確認したうえで養親候補のご夫婦に連絡し、赤ちゃんを迎え入れる決意を確認します。

——赤ちゃんを迎えると決めたら、**入院育児実習**を受けるのですね

そうです。事前研修でも十分な指導は行いますが、新生児や乳児を迎えると生活は一変します。迎えるお子さんとともに産院・助産院に入院して実習を受けてもらうのは、ご自身で出産した場合と同じようにスタートするためです。

赤ちゃんとの生活が始まってもすぐに養子縁組が成立するわけではありません。**ご夫婦が家庭裁判所に特別養子縁組の申し立てを行い、法律により養子縁組の確定には6カ月以上の試験養育期間が必要です。**

試験養育期間中は、当機関の職員、家庭裁判所の担当調査官、(同居児童届け出後)児童相談所の職員も、養育の様子を確認するために家庭訪問を行います。

実親さんも家庭裁判所の調査官によって再度、養子縁組への意思確認がなされ、実親さんの意思に変わりなく、6カ月間の試験養育期間中の調査によって、子どもにとっての最善の選択肢が特別養子縁組である、と認められれば、**家庭裁判所の審判により特別養子縁組は成立します。**

子どもの出自を知る権利～幼少期から真実告知の必要性～

児童の権利に関する条約

第7条

1 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。

2 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する。

第8条

1 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されことなく保持する権利を尊重することを約束する。

2 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。

➡幼少期からの「真実告知」の必要性

・**真実告知の目的～アイデンティティ形成**(中途養育における空白を埋める作業＝真実告知を契機に**生い立ち情報のシャワーを継続的に**子どもに与えることが可能に➡自尊心・自己受容感の促進⇔真実告知をしない➡受託した当時の話の回避➡子ども自身の生い立ちの確認の機会の欠如➡自尊心・自己受容感形成の阻害)

特別養子縁組における生みの親との法的関係の断絶と生物学的関係の維持
～実子同様の戸籍記載、実子同様に愛情をもって育てる義務・養子として育つ権利～

・実親との生物学的親子関係は縁組後も残り続け、オープンアドプションを採用している国々では、子どもはそのことを知り、縁組後も何らかの形で実親と安全かつ安心な交流を継続することが子どもの権利であるという認識がある。

・養子縁組民間あっせん機関～(セミ)オープンアドプションの取り組み

・真実告知は単に事実情報を断片的に伝えるのではなく、子どもの年齢に応じた方法で幼少期からストーリー(エピソードや関係者の気持ちや思いなどを含んだ物語)でもって伝える必要があると理解されてきた。そうしたことが子どものアイデンティティ形成や自尊心など生きていく上での土台形成に寄与すると考えられてきた。

不妊治療者・医療専門職のインタビューを通して考えたこと

・不妊治療を開始すると、里親・養子縁組という別の選択肢を考えることが困難となる傾向について理解できた。治療のステップアップ情報は頭に入ってきてても、里親や養子縁組の情報に関しては難しいこと、治療やその成果に固執すること、医療機関の提案に任せる形で治療が継続、特殊化していく傾向のあることが明らかとなった。

・年齢が高いほど患者は焦りも大きくなる。年齢などで不利な条件の患者は実績ある治療機関に集まり、顧客が多い施設ほど医師は多忙である。カウンセラーが対応できる患者は限られており、患者が自ら求めない限り、医療側からの治療以外の情報提供は行われにくい実態もある。

・こうした状況を踏まえると、まず不妊治療開始前に里親や養子縁組に関する情報を患者に提供する必要がある。基本的に医師ではないカウンセラーなど別の専門職が患者個々に情報提供を行ったり、児童相談所、養子縁組民間あっせん機関、民間里親支援機関などと連携し複数の方々を対象に説明会を行ったり、待合室で説明動画を流したり、パンフレットなどを配置・掲示することなど多様な方法が考えられる。治療開始前における里親・養子縁組情報の提供を患者の権利保障の一環として位置付ける必要がある。

- ・説明会については、不妊治療機関に児童相談所、養子縁組民間あっせん機関、民間里親支援機関などの職員がやってきて行う場合や、児童相談所や養子縁組民間あっせん機関を会場に行う場合が考えられる。

- ・不妊治療機関の医師やカウンセラーは児童相談所や養子縁組民間あっせん機関の職員が治療機関にやってきて説明会を開催することに対しては消極的であり、児童相談所や養子縁組民間あっせん機関を会場に行うことが提言された。不妊治療機関でのそうした制度に関する情報提供には慎重にならざるを得ない状況が理解できる。

- ・情報提供だけではなく、併せてカウンセリング機能の重要性が指摘された。夫婦が共に暮らしているからお互いの気持ちを共有しているわけではない。不妊治療過程において夫婦の認識の齟齬が生じ、関係が悪化することもある。カウンセラーが仲介役となり、家庭とは異なった場で相互に気持ちを伝え合ったり、場合によっては夫婦が個別にカウンセリングを受け、カウンセラーを通して互いの気持ちを伝えてもらい、夫婦で意識を共有したりすることが重要である。

・夫の苦悩の深さも理解できた。特に夫に不妊要因がある場合はなおさらである。不妊は女性の問題として捉えられる傾向があり、**夫は感情表出を抑制する傾向もある。ジェンダー差を考慮した対応**も必要であろう。

・**不妊治療経験のある養親や里親の語りを聴くことや、子どもを含め交流する機会を持つことは、何よりも大きなインパクトを夫婦に与え、里親や養子縁組に関する深い理解につながる**ことが明らかとなった。説明会の内容によって夫婦の印象は大きく異なり、**行政説明的内容で終始することが懸念**される。

・**特別養子縁組や里親制度は子どものための制度であり、不妊治療夫婦のための制度ではないことは強調されてきた。一方、養親や里親希望者は不妊、流産、死産など大きな喪失感を抱えている傾向にある。こうした喪失感への対応と同時に、里親や養子縁組に関する理解や意識啓発も必要であり、その具体化の困難も認識させられる。治療経験者がこれまでの苦悩やそれに伴う感情の言語化による自己理解を、個別カウンセリングや集団でのピアカウンセリングなどを通して促すことも必要**であろう。

・以上の内容を踏まえると、

①不妊治療機関は治療開始前あるいは治療初期段階で里親・養子縁組に関する情報を提供すること、

②具体的な情報提供や説明会のあり方については、児童相談所やその主管課、養子縁組民間あっせん機関や民間里親あっせん機関などと検討し、連携・協働する必要がある、

③不妊治療を経て子どもを授かった養親当事者の方の話を聴く機会や、そうした家族と交流する機会を提供すること、

④カウンセリングの提供により、夫婦の意識共有を促す事が提言できる。

ある医師の指摘

・生殖医療以外の選択肢には、里親・養子縁組だけではなく、パートナーなどと暮らす生活も含まれており、そういった全ての選択肢を含むかたちで患者さんに情報提供すべきではないか、つまり里親・養子縁組の情報提供だけでは、子どもと暮らす生活を絶対に求めなければいけないというプレッシャーになりかねない

患者さんへの説明として、①遺伝的に関連のある子どもと暮らす生活(生殖医療)、②遺伝的に関連のない子どもと暮らす生活(里親・養子縁組)、③パートナーなどと暮らす生活

➡「不妊治療」「妊活」「里親・特別養子縁組」～子どもをもつことに駆り立てることでもある

➡不妊治療をやめ、あるいは受けずに夫婦で生きる選択をした当事者の話も里親・縁組当事者だけでなく必要ではないか

参考資料

- 『不妊治療に携わる医療者のための不妊治療中の方等への特別養子縁組制度・里親制度に関する情報提供の手引き』(株式会社キャンサーズキャン、2022年3月)